

# 経営者のための やさしい企業年金教室

平成28年3月22日

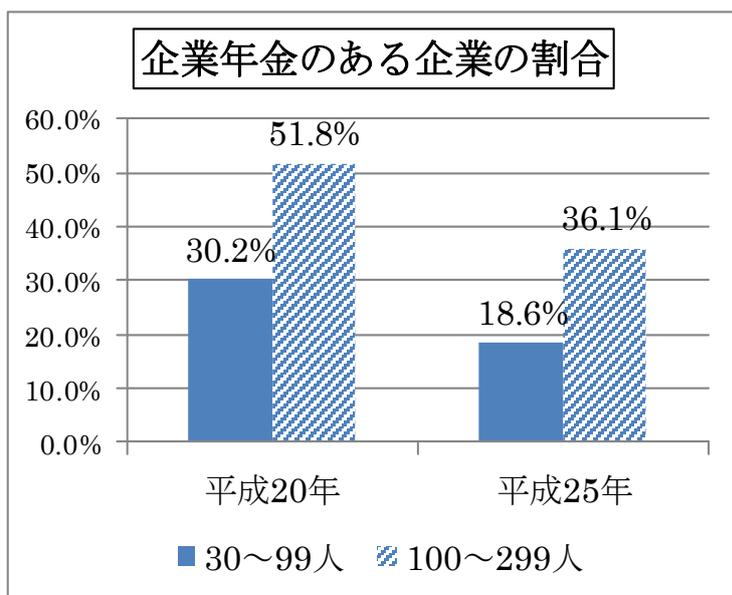
## 17時限目：「企業年金を取り巻く状況」

企業年金は、従業員1,000人以上の企業では、70%以上に導入されています。しかし、中小企業においては導入率が低く、さらに右のグラフにある通り、平成20年からわずか5年の間に、従業員30～99人の企業で30.2%から18.6%に、100～299人の企業で51.8%から36.1%へと大幅に数を減らしています。

また、中小企業に広く普及していた厚生年金基金においては、そのほとんどが平成31年3月に廃止される見込みです。さらに、27年（1月～12月）の1年間だけで143もの基金が事業を終了し、340基金を残すのみとなりました。

企業年金は、公的年金だけでは十分にまかなえない老後の生活を支える手段として、ますます重要な位置付けとなっています。しかし、上述の通り、中小企業には十分に浸透していないこともあり、いかにして普及・拡充させていくかが今後の課題です。

こうした中、確定拠出年金（DC）に関しては、昨年、次の点を盛り込んだ「確定拠出



出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

年金法等の一部を改正する法律案」（改正法案）が、国会に提出されました。

- 中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続きを大幅に緩和した「簡易型DC制度」を創設。
- 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して、事業主の拠出を可能にする。
- 現在、月単位で設定されている拠出限度額を、年単位とする（通常月に使い切れなかった拠出枠を、賞与でまとめて拠出できるようにする）。

# 経営者のための やさしい企業年金教室

本法案は、昨年9月に衆議院で可決されましたが、参議院では本年1月に開会された国会で審議される予定です。

また、企業年金ではありませんが、同法案には、個人型DCの加入可能範囲を広げ、第3号被保険者（専業主婦）や公務員等共済加入者も可能とする内容も含まれており、DCが将来の年金制度の主役となろうとしています。

一方、確定給付企業年金（DB）に関しては、平成28年度税制改正大綱に下記の案が盛り込まれています。

- 事業主が、将来の財政悪化を想定して、計画的に拠出する掛金（リスク対応掛金）を損金算入の対象とする。
- 事業主が拠出する給付増減調整により、運用リスクを事業主と加入者で分担する企業年金（リスク分担型DB、いわゆる第3の企業年金）を導入する。

このように、企業年金の普及を加速させる試みが次々と検討されており、今後もさまざまな手段が講じられていくものと期待されま

す。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・  
団体支援日本FP協議会） 田中 均